

## 指定学校変更許可基準

## 1 学校選択制

区分	該当条件	許可学校	許可期間	必要書類等
1 学校選択制を活用する場合	中学校1学年及び義務教育学校後期課程に就学を予定する保護者のうち所属学校以外の中学校又は義務教育学校へ就学を希望する場合。	希望する学校	中学校又は義務教育学校卒業まで	就学時に1回限り申請。ただし、学校ごとに人数制限を設ける

## 2 特認校制度

特認校制度を活用する場合	竹原市特認校制度の主旨を理解し就学を希望する場合。	仁賀小学校	申請年度の1年間 (再申請可)	入学及び転入学申請書
--------------	---------------------------	-------	--------------------	------------

## 3 その他

(1) 住民票の異動が確定している場合	住宅を新築中で、完成後に住民票を移すが、学期(学年)始めから通学したい。 (住宅建築中であること。)	住民票異動予定地の学校	住民票の異動が完了する日まで	住民票異動予定地の住所及び、時期を証明する書類 住宅の売買契約書、住宅の賃貸契約書、住宅の建築請負契約書等の写し
(2) 住民票を先に異動する場合	住宅建設により融資等を受けるため住民票を異動するが完成までは現在の学校に通学したい。 (住宅が未完成であること。)	現在通学している学校	住宅が完成するまで	同上
(3) 学年途中に住民票を異動する場合	学年の途中に市内転居し、転居前の指定学校への通学を希望する場合。	現在通学している小学校又は義務教育学校	小学校卒業まで 義務教育学校前期課程においては、前期課程修了まで	転居前に校長と面談し内諾を得ること。
		現在通学している中学校又は義務教育学校	中学校又は義務教育学校卒業まで	
(4) 保護者の経営する店舗が校区外にある場合	児童が自宅に下校した時に保護者がいない状況であること。	店舗のある校区の小学校又は義務教育学校	小学校卒業まで 義務教育学校前期課程においては、前期課程修了まで	店舗証明のできる書類 ・営業許可書等の写し
(5) 留守家庭である場合	児童が下校した時、保護者が就労の為不在であり、保護者にかわり児童の保護責任者(祖父母等)が確保されていること。	保護責任者が下校後児童を保護する場所の小学校又は義務教育学校	小学校卒業まで 義務教育学校前期課程においては、前期課程修了まで	保護者の就労が証明できる書類。 ・就労証明(申告)書 保護者にかわり児童を保護する者の同意書
(6) その他	ア いじめ、不登校などの事情により、教育上の配慮が必要な場合 イ 部活動等学校独自の活動などの事情により、教育上の配慮が必要な場合 ウ 地理的な事情により、距離や安全面などの利便性において、配慮が必要な場合 エ 兄弟が就学学校変更をしている場合 オ その他の特別の事由により教育委員会が認める場合	希望する学校	小中学校又は義務教育学校後期課程においては卒業まで 義務教育学校前期課程においては前期課程修了まで	それぞれの事由について教育委員会と相談のうえ、承認を得ること イについては実績等を考慮する。 ウの地理的な事情とは、自宅から指定学校までの通学路の距離よりも希望学校までの距離が短く、安全性が高いことをさす。